

新潟市臨床検査技師等に関する法律施行細則に規定による様式を定める要綱

制定 令和5年8月23日

第1条 新潟市臨床検査技師等に関する法律施行細則（平成9新潟市規則第39号）の規定により別に定める様式は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	規定条項	別記様式番号
衛生検査所登録証明書	第3条	別記様式第1号
検体検査用放射性同位元素備付届	第6条	別記様式第2号
検体検査用放射性同位元素翌年使用予定届	第6条	別記様式第3号
検体検査用放射性同位元素に関する変更届	第6条	別記様式第4号
検体検査用放射性同位元素廃止届	第6条	別記様式第5号
検体検査用放射性同位元素廃止後の措置届	第6条	別記様式第6号

第2条 この要綱で定める様式について、市長が必要があると認める場合は、当該様式を適宜修正して用いることができる。

附則

この様式は令和5年8月23日から施行する。

衛生検査所登録証明書

住所

氏名

臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定により、
下記のとおり登録したことを証明する。

記

衛生検査所の名称

衛生検査所の所在地

検査業務の内容

登録番号 新市衛第 号

登録年月日 年 月 日

年 月 日

新潟市保健所長

検体検査用放射性同位元素備付届

年 月 日

新潟市保健所長 様

開設者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
(管理者)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

検体検査用放射性同位元素を備えるので、臨床検査技師等に関する法律第20条の4第4項及び臨床検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第1項の規定により届け出ます。

登録番号		登録年月日	年	月	日	
衛生検査所の名称						
衛生検査所の所在地						
年間に使用を予定 する検体検査用放 射性同位元素に関 する事項	種類					
	形状					
	年間使用予定数量	ベクレル				
	最大貯蔵予定数量	ベクレル				
	1日最大使用予定数量	ベクレル				
	3月間最大使用予定数量	ベクレル				
管理者の氏名及び資格						
管理者を助力する第1種放射線取扱主任者の氏名						
使用予定開始年月日		年	月	日		
使用室の 放射線障 害	1日最大使用予定数量		ベクレル			
	3月間最大使用予定数量		ベクレル			
	最大使用予定時間	1日	時間			
		1週	時間			
	主要構造部等の構造		耐火構造・不燃材料・その他()			
	場所		天井	壁	床	出入口
措置事項						
汚染のおそれ	材料					

防止に関する構造設備の概要	のある場所の構造設備	くぼみ・突起物	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		目地・すきま	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		平滑加工をした表面仕上	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		耐腐食性	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		耐浸透性	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	使用室内の人の被ばくするおそれのある実効線量(1ミリシーベルト/1週間)		超えない ・ 超える					
	汚染空気拡大防止の設備		有 (型式) ・ 無					
	汚染検査に必要な測定器		有 (名称及び型式) ・ 無					
	汚染除去用器材		有 ・ 無					
	汚染除去洗浄の設備		有 ・ 無					
貯蔵施設の放射線障害防止に関する構造設備の概要	更衣設備		有 ・ 無					
	出入り口の状況		通常出入口 箇所 ・ 非常口 箇所					
	標識		有 ・ 無					
	貯蔵方法		貯蔵室 ・ 貯蔵箱					
	貯蔵室又は貯蔵箱の区画の状況							
	最大貯蔵予定数量		換算核種					
	貯蔵施設の構造		耐火構造・金庫・その他()					
	貯蔵施設内の人の被ばくするおそれのある実効線量(1ミリシーベルト/1週間)		超えない ・ 超える					
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数	通常出入口 箇所 ・ 非常口 箇所					
		甲種防火戸	有 ・ 無					
		閉鎖設備	かぎ ・ その他()					
	貯蔵箱の閉鎖構造		かぎ ・ その他()					
	貯蔵容器の構造	空気汚染発生防止措置	有 ・ 無					
		液体のこぼれ浸透防止措置	有 ・ 無					
		標識, 貯蔵物の種類及び数量の表示	有 ・ 無					
汚染防止措置	受皿	有 ・ 無						
	吸収材	有 ・ 無						
	その他							
標識		有 ・ 無						

運搬容器の放射線障害防止に関する構造設備の概要	空気汚染発生防止措置		有	・	無		
	液体のこぼれ浸透防止措置		有	・	無		
	標識, 運搬物の種類及び数量の表示		有	・	無		
廃棄施設の放射線障害防止に関する構造設備の概要	排水設備	排水設備内の人の被ばくするおそれのある実効線量(1 ミリシーベルト/1 週間)		超えない	・	超える	
		排水設備の能力(排水口)		排液中の放射性同位元素の濃度が告示第3の1に定める濃度限度		有・無	
		漏水, 浸透, 腐食防止措置		有	・	無	
		排液処理そう	排液の流出を調節する装置		有	・	無
			排液採取又は濃度測定ができる装置		有	・	無
			処理そうの閉鎖設備又は立入防止措置		有	・	無
		標識		有	・	無	
	排気設備	排気設備		有	・	無	
		排気設備内の人の被ばくするおそれのある実効線量(1 ミリシーベルト/1 週間)		超えない	・	超える	
		排気装置, 排気浄化装置の能力(排気口)		排気中の放射性同位元素の濃度が告示第3の1に定める濃度限度以下		有・無	
		排気装置, 排気浄化装置の能力(人が常時立ち入る場所)		空気中の放射性同位元素の濃度が告示第3の2に定める濃度限度以下		有・無	
		気体の漏れ及び腐食防止措置		有	・	無	
		事故発生時の汚染拡大防止措置		有	・	無	
		標識		有	・	無	
	保管廃棄設備	区画の状況					
		保管廃棄設備内の人の被ばくするおそれのある実効線量(1 ミリシーベルト/1 週間)		超えない	・	超える	
		閉鎖設備		かぎ	・	その他()	
		保管廃棄容器	標識及び耐火構造に対する措置		有	・	無
空気汚染発生防止措置			有	・	無		
液体のこぼれ浸透防止措置			有	・	無		
標識		有	・	無			

使用室、貯蔵施設及び廃棄施設の放射線障害防止に関する予防措置の概要	管理区域	管理区域を設ける場所	有 ・ 無		
		境界における線量	シーベルト/3月間		
		排水中の放射性同位元素の濃度	告示第3の3の2に定める許容濃度	超えない ・ 超える	
		排気中の放射性同位元素の濃度	告示第3の3の2に定める許容濃度	超えない ・ 超える	
		立入制限措置	有 ・ 無		
		標 識			
	敷地の境界・その他	注意事項の掲示	有 ・ 無		
		敷地内居住区域及び境界の線量 (250 マイクロシーベルト/3月間)	超えない ・ 超える		
		取扱者被ばく防止用取扱器具			
		取扱者被ばく測定器			

- 備考 1 隣室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した検体検査用放射性同位元素使用室、貯蔵施設及び保管廃棄設備の平面図及び側面図を添付してください。
- (1) 平面図及び側面図中には、各検査室の面積、放射線源の位置及び放射線源から周囲の面壁までの距離を記入してください。
 - (2) 管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を平面図及び側面図中に記入してください。
- 2 排水及び排気の系統を示す廃棄施設図を添付してください。
- 3 放射線防護能力に関する計算書を添付してください。
- (1) 検体検査用放射性同位元素使用室、貯蔵施設及び廃棄施設の内部、管理区域の境界、敷地内居住区域並びに敷地の境界の放射線量が告示で定める放射線量以下であることを示す計算書
 - (2) 排水及び排気設備が告示で定める能力を有することを示す計算書
- 4 管理者が検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の管理者としての資格を有するものであることを示す書面を添付してください。
- 5 「告示」とは、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第5号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準を定める件(昭和56年3月厚生省告示第16号)をいいます。

別記様式第3号（第6条関係）

検体検査用放射性同位元素翌年使用予定届

年 月 日

新潟市保健所長 様

衛生検査所 所在地

名 称

管理者氏名

臨床検査技師等に関する法律第20条の4第4項及び臨床検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第2項の規定により検体検査用放射性同位元素の翌年における使用予定を届け出ます。

種 類	形 状	数量(ベクレル)	摘 要

備 考

別記様式第4号（第6条関係）

検体検査用放射性同位元素に関する変更届

年 月 日

新潟市保健所長 様

衛生検査所 所在地

名 称

管理者氏名

検体検査用放射性同位元素の届出事項を変更したいので、臨床検査技師等に関する法律第20条の4第4項及び臨床検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第3項の規定により届け出ます。

変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更予定年月日	年 月 日		
変 更 理 由			

注 検体検査用放射性同位元素備付届(別記様式第2号)に準じて変更後の内容を示す書類を添付してください。

別記様式第5号（第6条関係）

検体検査用放射性同位元素廃止届

年 月 日

新潟市保健所長 様

衛生検査所 所在地

名 称

管理者氏名

検体検査用放射性同位元素を備えなくなったので、臨床検査技師等に関する法律第20条の4第4項及び臨床検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第4項の規定により届け出ます。

廃止放射性同位元素	種 類	
	形 状	
	数 量	ベクレル
廃 止 年 月 日		年 月 日
廃 止 の 理 由		
廃止後の処分方法		
廃止後の使用室、 貯蔵施設及び廃棄 施 設 の 用 途		

別記様式第6号（第6条関係）

検体検査用放射性同位元素廃止後の措置届

年 月 日

新潟市保健所長 様

衛生検査所 所在地

名 称

管理者氏名

検体検査用放射性同位元素の廃止後の措置を講じたので、臨床検査技師等に関する法律第20条の4第4項及び臨床検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第4項の規定により届け出ます。

放射性同位元素 廃止年月日	年 月 日
放射性同位元素による 汚染除去の概要	
放射性同位元素によ って汚染された物の 譲渡又は廃棄の概要	
備 考	